

警察行政手続のオンラインシステムによる 安全運転管理者等手続の届出方法（概要版）

安全運転管理者等（安全運転管理者及び副安全運転管理者）を選任したら、選任した日から15日以内に自動車の使用の本拠を管轄する公安委員会に届出しなければなりません。これは、解任したとき、記載事項に変更が生じたときも同様です。

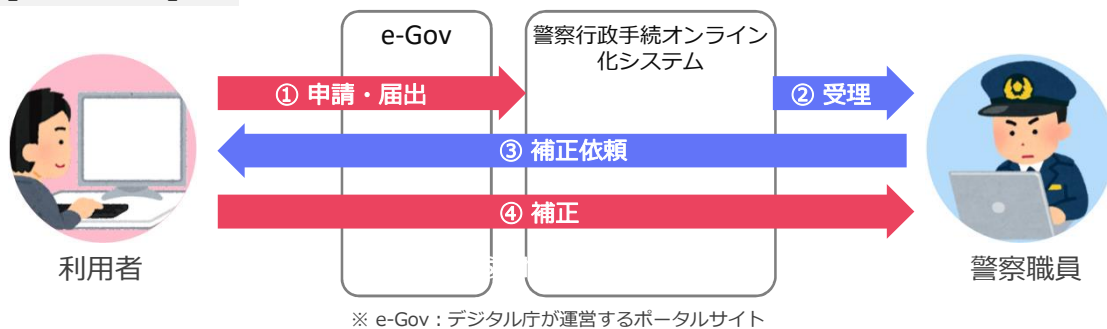
（道路交通法第74条の3、千葉県道路交通法施行細則第9条の2・第9条の3）

これまでは、警察庁HP内の警察行政手続サイトを利用した申請でしたが、変更後は、e-Gov（デジタル庁が運営するポータルサイト）を利用し、安全運転管理者等に関する手続が行えます。ご利用できる手続は、

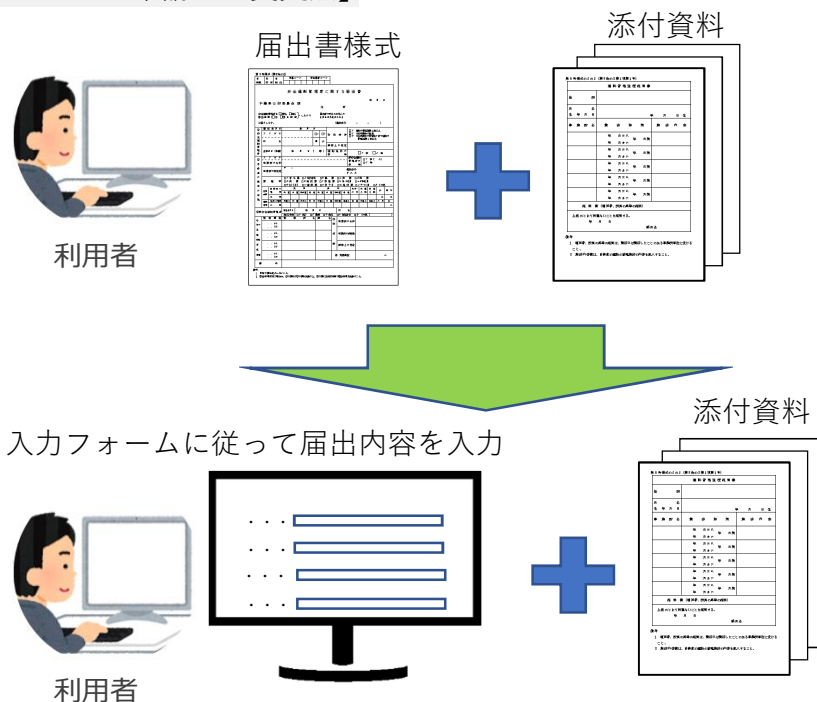
- 1 安全運転管理者の選任の届出
- 2 安全運転管理者の解任の届出
- 3 安全運転管理者の届出記載事項の変更の届出
- 4 副安全運転管理者の届出記載事項の変更の届出
- 5 副安全運転管理者の選任の届出
- 6 副安全運転管理者の解任の届出

の6つの手続です。 ※オンライン講習については、千葉県では実施していません。

【届出の流れ】



【今までのオンライン申請との変更点】



※ 届出書以外の添付資料については、変更ありません（規定様式に入力するものと、免許証や運転記録証明書のスキャンデータなど）。

※ 添付資料の詳細については、「安全運転管理者の届出手続について」のページを御確認下さい。